

第1章 組織・役員

(組織・役員)

第1条 本会には、業務の遂行上、次の組織と役員をおく。

- 1) 理事会を設置する。
- 2) 会長、副会長、理事長、副理事長、理事をおく。
- 3) 監事をおく。
- 4) 会長、副会長、理事長、副理事長は理事とする。
- 5) ここでいう理事会並びに役員は、一般財団法人群馬陸上競技協会の理事会並びに評議員、理事の職と重ならない。

(役員を選出)

第2条 会長は、定款でさだめた代表理事があたる。

- 2 副会長は理事会で決める。
- 3 理事長、副理事長は会長が指名する。
- 4 理事は、学識経験者、各加盟団体を代表する者1名とする。
- 5 連絡理事として、各大学を代表する者1名、高体連1名、中体連1名、マスターズ1名をおくことができる。
- 6 副会長は以下に掲げる区分で選出する。
  - 1) 中毛地区(前橋、伊勢崎、佐波) 2名以内
  - 2) 東毛地区(桐生・太田・館林・みどり・邑楽) 2名以内
  - 3) 西毛地区(高崎・富岡・藤岡・安中・甘楽・多野) 2名以内
  - 4) 北毛地区(渋川・沼田・吾妻・利根・北群馬) 2名以内
  - 5) 学識経験者 若干名
- 7 会長は必要に応じて役員を委嘱することができる。
- 8 会長・副会長および理事長が選出された団体は、理事を補充することができる。
  - 1) 役員が理事会に出席できない場合は、代理人を立てることができる。この場合は、事前に理事会に対し、その役員が議決権を委任する代理人名を記した委任状を提出しなければならない。

(監事)

第3条 監事は定款で定めた者があたる。

(事務局員)

第4条 会長は必要に応じて事務局員をおくことができる。

- 2 事務局員は若干名とする。(事務局長を含む。)

(役員職務)

第5条 会長は、本協会の業務を総理し、本協会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、会長が予め指名した順により、副会長がその職務を代行する。
- 3 理事長は、理事会の議決に基づき業務を掌理する。
- 4 会長・副会長がともに事故あるとき、または欠けたときは、理事長がその職務を代行する。
- 5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 理事は、理事会を組織して本協会の業務を議決し執行するとともに、所属団体の意見の取りまとめ及び理事会の決定事項を会員に周知徹底する。

(監事の職務)

第6条 監事は、本会の業務執行の状況を監査する。

- 2 ただし、個々の事業ごとの監査を行う場合は、副理事長又は財務委員長があたる。

(事務局員の職務)

第7条 事務局員は、本会の事務を処理する。

(役員任期)

第8条 本会の役員任期は2年とし再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第2章 専門委員会

(専門委員会)

第9条 本協会の業務遂行のために次の専門委員会を設置する。各委員会の運営に関する規則は別に定める。

- 1) 総務委員会
- 2) 財務委員会

- 3) 競技運営委員会
- 4) 強化委員会
- 5) 普及委員会

2 会長は、本協会の業務遂行のために必要に応じて、理事会の承認を得て、委員会を設置することができる。

### 第3章 顧問・参与

(顧問・参与)

第10条 本協会の業務の円滑な運営をはかるため、顧問若干名、参与若干名をおくことができる。

- 2 顧問は、本人の承諾を得て、副会長経験者があたる。
- 3 参与は、本人の承諾を得て、本会に功労のあった者があたる。

### 第4章 加盟団体

(加盟)

第11条 本協会の加盟団体は、本協会の趣旨に賛同し登録した団体とする。

- 2 群馬県中学校体育連盟、群馬県高等学校体育連盟陸上競技専門部、群馬県マスターズ連盟はそれぞれ一括加盟とする。
- 3 各大学並びに高等専門学校については、登録申請により加盟団体とする。

(除名)

第12条 理事会は、本協会の加盟団体として不適当と認められた団体については、出席者の3分の2以上の同意を経て、これを除名することができる。

### 第5章 会費及び分担金

(会費及び分担金)

第13条 各会費については以下のとおりとする。

- 1) 会長1年間 50,000円
- 2) 副会長1年間1名 20,000円
- 3) 理事1年間1名 10,000円。ただし第11条第1項に定める団体から選出された理事としその他は登録会員と同額とする。
- 4) 第11条第1項に定める団体の登録会員は、1名につき1年間 5,000円(海外派遣基金 300円を含む)とする。
- 5) 個人登録会員は、1名につき1年間 10,000円(事務手数料を含む)とする。
- 6) 加盟団体の分担金は、1年間 30,000円とする。前年度登録者数の年鑑を購入する者とする。ただし、新規登録団体は初年度登録者数の年鑑を購入する。
- 7) 高体連・中体連・マスターズ連盟及び群馬工専の分担金については個々に協議して定める。
- 8) 会長、副会長、理事、参与は、本協会の活動に協賛するものから原則以下に定める額の賛助金を集め、本協会の活動を円滑に運営できるように努力する。
  - ア) 会長年間 10万円以上
  - イ) 副会長年間 1名 5万円以上
  - ウ) 理事年間各 1名 1万円以上
  - エ) 参与年間各 1名 1万円以上
- 9) 新規審判員の登録料は、審判員グッズを含めて、新規登録時のみ 4,000円とする。
- 10) 大会参加料は、当面個人1種目 700円、リレー及び混成種目は1種目 1000円とする。
- 11) 協力大会の主管については、主管料を請求するものとする。
  - ア) 国際規模の大会については、主催者と協議して決める。
  - イ) 全国規模の大会については、大会開催日数及び準備日数に 60万円を乗じた金額を請求する。
  - ウ) 地域規模の大会については、大会開催日数及び準備日数に 30万円を乗じた金額を請求する。
  - エ) 県内規模の大会については、大会開催日数及び準備日数に 10万円を乗じた金額を請求する。
  - オ) その他特別なことは、主催者と理事長が相談して決める。

### 第6章 細則の変更

(細則の変更)

第14条 本規則は、理事会において出席者の3分の2以上の議決を経なければ変更できない。

### 第7章 スポーツ仲裁

第15条 群馬陸上競技協会の行う決定に対する不服申立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

### 第8章 その他

第16条 この規約に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。